

新型コロナウイルス感染症に伴う令和4年度海外派遣(渡航)の取り扱いについて

大学及び短期大学部の標記の取り扱いは、文部科学省通知(令和3年6月15日付・令和4年2月4日付)の方針に基づき、下記の条件をすべてクリアする場合、原則、認める。

また、今後の新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況により、取り扱いを変更することがある。

派遣(渡航)を認める条件

1. 派遣(渡航)先の国・地域が日本からの渡航を制限しておらず、渡航に必要なビザが発行される等、渡航ができること。
日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合、それを遵守すること。
2. 派遣(渡航)先の機関が受入れを実施していること。
3. 派遣(渡航)先の国・地域の海外安全情報の危険レベルが「レベル1以下」であること。
4. 派遣(渡航)先の国・地域の海外安全情報の感染症危険レベルが「レベル1以下」または、「レベル2または3」であり、その事由が新型コロナウイルス感染症の影響であること。(ただし、本来であれば、不要不急の渡航取りやめ、渡航中止勧告であることを留意し安全管理を徹底すること)
5. 学生および保証人が渡航を強く希望していること。
6. 渡航する学生および保証人が大学の提示する誓約事項に同意し「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書」が期日までに提出できること。

※上記の条件を満たせず、予定通り派遣(渡航)できない場合は、KSU-COIL型教育等の代替プログラムを検討し実施する。

※今後の新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の変更等については、国際交流センターが確認しHPで更新する。

以 上

【参 考】

対象となる派遣(渡航)等(本学が規程等に定める派遣等)

1. 交換留学
2. 協定校との交流
3. 各学部カリキュラムの在外研修等
4. 各種留学支援制度(①個人留学支援制度②OVERSEAS JOB TRAINING③グローバル・リーダーシップ・プログラム)
5. 認定留学

文部科学省通知(抜粋)

1. 令和3年6月15日付
大学間協定等に基づく1年間(実際の派遣期間9ヵ月以上)の海外留学プログラム(長期プログラム)について、条件を満たせば感染症危険レベル2、3であっても令和3年8月から派遣可能
2. 令和4年2月4日付
大学間交流等に基づく1年未満(実際の派遣期間9ヵ月未満)の海外留学プログラム(短中期プログラム)についても、大学において学生の安全確保に万全を期すことを前提で派遣可能